

第10期 県民生活審議会 第3回消費生活部会 議事概要

- 1 日 時 平成27年2月27日（金）14:30～16:30
- 2 場 所 兵庫県民会館 3階304号室
- 3 出席者 （委 員） 根岸部会長、滝川委員、玉田委員（高尾副会長代理出席）、
幡井委員、村田委員、安平委員（宮地事務局次長代理出席）、
山崎委員 7名
（専門委員） 鈴木委員、竹内委員、奈良山委員 3名
（事務局） 柳瀬県民生活局長、有本消費生活課長
雁金消費生活課副課長兼消費政策班長
西谷消費生活課主幹（消費生活担当）
橋本
（関係機関） 池田生活衛生課長、土取生活科学総合センター長
武田生活科学総合センター所長補佐兼相談調査課長
川崎東播磨消費生活センター長
横山中播磨消費生活創造センター長
高柳但馬消費生活センター長
栗原丹波消費生活センター消費生活課長、
西川淡路消費生活センター長、
大西教育委員会事務局教育企画課指導主事
長島教育委員会事務局義務教育課副課長兼管理班長
宮垣教育委員会事務局高校教育課副課長

4 審議概要

（不当な取引行為の指定について）

- ・ デート商法は、消費者の恋愛感情を利用して行う勧誘であり、消費者の正常な意思形成を阻害するものであるため、現行告示の第1項第16号の心理的負担に乗じる勧誘の規定を見直し、「恋愛感情を利用した勧誘」を勧誘に関する不当な取引行為に追加する事務局案を提示したところ、出席委員に異論なく、部会議決となった。

（不当な取引行為の指定の基本的な考え方について）

ア 委員提案

「消費者にとっての分かりやすさを重視し、指定の重複を恐れずに、過去の被

害の発生の頻度にとらわれずに、不当に消費者の利益を害する行為をできる限り網羅的に規律すること」を6番目の項目として追加する。

イ 事務局見解

- ・ 平成17年4月に不当な取引行為を56項目指定し、その後、平成22年3月に、項目の一部追加改正を行った際に、消費生活部会において事務局から基本的な考え方を提案したもので、条例に基づき定めたものではない。
- ・ 消費生活部会での判断基準としてきたものであり、委員の同意は得ていると思っている。
- ・ 追加提案の6項の趣旨は、現在の1から5までの基本的な考え方においても考慮されている。

ウ 委員意見

- ・ 分かりやすくというのは重要であるが、「重複を恐れずに」は敢えて使わない方がいい。
- ・ 「分かりやすさ」は、6番目の項目ではなく最初に置くべきではないか。
- ・ 立法行為には根拠が必要であり、「過去の被害の発生頻度にとらわれず」は、問題があるのではないか。
- ・ 事前に入れておく予防的な規定もあるのではないか。
- ・ 数が少ないから悪質な行為を許してもいいということではない。

本件については、次回以降の消費生活部会で継続して協議することとなった。